埼医業Ⅰ第 1457 号
令和 4 年 10 月 25 日

郡市・大学医師会長　殿

埼玉県医師会長　金井 忠男
（公印省略）

令和４年度学校医研修会の開催について

このことについて、今年度は別添要項のとおり開催することとなりました。
つきましては、貴会管下会員あてにご周知くださるようお願い申し上げます。
なお、事前申込が必要となりますので、１１月１０日（木）午後３時までに別添 URL（QR コード参照）から参加登録下さい。

令和４年度学校医研修会
日 時：令和４年１１月２０日（日）午前１０時～１２時
場 所：ZOOM を用いたオンライン開催
講演1：学校における新型コロナウイルス感染症後遺症への対応について
講 師：埼玉精神神経センター 理事長・センター長
一般社団法人埼玉県医師会 副会長 丸木 雄一 先生
講演2：ＩＣＴ化に伴う子どもの健康への影響
講 師：山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座
教授 山縣 然太朗 先生

主 催：（一社）埼玉県医師会、埼玉県医師会学校医会、埼玉県教育委員会
埼玉県学校保健会

事務局：業務Ⅰ課　石川
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

令和４年度　学校医研修会　開催要項

１　趣　　旨

学校医の職務に関係する知識及び技術の向上を図るとともに、学校医の専門性を生かした指導を一層推進するため、学校医に対して必要な研修を行い、もって学校保健の推進に資する。

２　主　　催

埼玉県教育委員会、埼玉県学校保健会、（一社）埼玉県医師会、
埼玉県医師会学校医会

３　日　　時

令和４年１１月２０日（日）午前１０時～１２時
（サイトオープン：午前９時４５分）

４　開催方法

Ｚｏｏｍによるオンライン開催（定員５００名）

５　対 象 者

（１）県内公立の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の学校医
（２）公立小、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の養護教諭
（３）市町村教育委員会、教育事務所の職員

６　内　　容

（１）講演１：学校における新型コロナウイルス感染症後遺症への対応について
講　師：埼玉精神神経センター　理事長・センター長
一般社団法人埼玉県医師会　副会長　　丸木 雄一　氏

（２）講演２：ＩＣＴ化に伴う子どもの健康への影響
講　師：山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座
教授　山縣　然太朗　氏

７　日　　程

9:45　10:00　10:05　10:35 10:40　　11:40　11:55 12:00

ｻｲﾄ ｵｰﾌﾟﾝ	開会	講演１	講演２	質疑	閉会

別添１

【令和４年度　学校医研修会　申込み手順】

１　申込受付期間

令和４年１１月１０日（木）午後３時まで

※定員（５００人）に達した場合、受付期間中であっても締め切りますので御了承ください。

２　申込み手順

①埼玉県電子申請システムのＵＲＬ又はＱＲコードから、申請画面を表示する。

【ＵＲＬ】

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=41808

【ＱＲコード】

②「埼玉県電子申請・届出サービス（利用者ログイン）」の画面が表示されたら、「利用者登録　せずに申し込む方はこちら＞」を選択します。

③「手続き説明」の画面が表示されたら、利用規約を確認の上、「同意する＞」を選択します。

④「申込」の画面が表示されたら、必要な項目を入力し、「確認へ進む＞」を選択します。

【入力する内容】
（　必　須　）・氏名（ふりがな）　・職名　・所属（所属機関名）　・メールアドレス
（学校医のみ）・担当校

※登録する際のメールアドレスは、研修会資料等の容量の大きい添付ファイルが受け取れるよう携帯アドレス**以外**で登録してください。

⑧「申込確認」の画面が表示されたら、「申し込む＞」を選択します。

⑨「受付完了」の画面が表示されたら、申し込みは完了です。

⑩申し込まれた方に、**令和４年１１月１６日（水）までに**研修会参加用Zoom会議アカウントのＩＤ及びパスワードをメールにて送付します。
１１月１７日時点でメールが確認できなかった場合は、前々日までにお問い合わせください。
なお、**前日及び当日の対応は致しかねます**のであらかじめご承知おきください。

３　その他

○申込受付期間以外は、アクセスできません。

○県が所有するＷＥＢ会議用アカウントを利用するため、以下の要件を満たしているかを申請の際に確認します。セキュリティ上必要な要件のため、御対応ください。

①使用するPC等のOSやアプリケーションソフトはサポート中である（Windows7・XP等は不可）
②使用するPCは必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義である
③画面や音声が関係者以外の目や耳に触れない場所で参加する
④使用する回線は参加者本人もしくは所属する組織が管理するものである